

ろうきん後見制度支援預金に関する特約

1. (ろうきん後見制度支援預金)

ろうきん後見制度支援預金（以下「この預金」といいます。）は、預金者の財産を保護することを目的とし、普通預金規定に定めることに加え、次条以下の特約を定めるところにより取り扱います。

2. (利用対象者)

- (1) この預金は、預金者の成年後見人（以下「後見人」といいます。）に対し、家庭裁判所が指示書を発行する場合に限り、利用できるものとします。
- (2) この預金に関する一切の法律行為は、当金庫所定の届出を行った預金者の後見人が行うことができるものとします。
- (3) この預金の利用を開始する場合は、指示書に記載された預入金を申込口座に入金するものとします。
- (4) 前項の入金金額が指示書に記載された預入金に満たない場合や超える場合、当金庫は、この預金の申込を承諾しないことがあります。この場合、当金庫が既に受け取っている預入金は、後見人への支払または預金者が当金庫に保有する他の預金口座への入金の方法等により返金するものとします。
- (5) 後見人は、預金者のため必要が生じた場合、家庭裁判所に対し、必要な金額および理由を記載した指示書の発行を求めるものとします。
- (6) 後見人は、預金者のためにこの預金を利用するにあたり、家庭裁判所の指示・監督に適切に従うものとします。

3. (取引方法)

- (1) この預金は、後見人が指示書を添付のうえ当金庫所定の手続を行う場合に限り、次の各号に掲げる取引を行うものとします。
 - ① この預金口座からの払戻し
 - ② この預金口座からの定期定額送金の設定および変更
 - ③ この預金口座への追加の預入れ
 - ④ この預金口座への為替による振込金の受入れ
- (2) 前項の規定にかかわらず、指示書に記載された有効期間の経過その他の合理的な事情がある場合は、取引をお断りすることがあります。
- (3) 本条第1項第2号の規定にもとづき、この預金口座からの定期定額送金の設定を行う場合は、「ろうきん定額自動送金サービス」にて取り扱います。この場合、ろうきん定額自動送金サービス利用規定が適用され、この預金から、当金庫所定の申込書により送金先としてご指定いただいたこの預金と同一名義の預金口座へ指定日に一定の金額を送金します。
- (4) 指示書を添付しないことにより、当金庫所定の手続ができなかったとしても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

4. (届出事項に変更等があった場合の取扱い)

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者が当金庫にただちに連絡のうえ、当金庫所定の手続を行うものとします。この手続が遅れたために生じた損害については、

当金庫に故意又は過失が認められる場合を除き、当金庫は責任を負いません。

- (1) 通帳または届出の印章の喪失：後見人
- (2) 預金者の住所、その他の届出事項の変更：後見人
- (3) 後見人の選任および資格喪失：後見人
- (4) 後見人の印章、住所その他の届出事項の変更：後見人
- (5) 預金者の死亡の事実：後見人または預金者の相続人
- (6) 預金者の後見開始取消審判の確定：預金者または後見人

5. (お取引の制限)

この預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

- (1) キャッシュカードの発行
- (2) 現金自動預金支払機 (ATM) のご利用 (ろうきん ATM での通帳記帳・通帳繰越を除きます。)
- (3) 総合口座のご利用
- (4) 通帳不発行口座のご利用
- (5) マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) のご利用
- (6) 給与・年金等の自動受取り、各種料等の自動支払いのご利用
- (7) 「ろうきんダイレクト」「ろうきんアプリ」「かんたん通帳」のご利用
- (8) 「ろうきんスウィングサービス」のご利用
- (9) 「ろうきん家計簿集計サービス」のご利用

6. (解約等)

- (1) 本特約を解約する場合は、指示書とともに通帳および届出の印章を持参のうえ、当金庫に申出てください。ただし、次の各号に該当する場合には、指示書を提出する必要はありません。
 - ① 預金者が死亡した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき
 - ② この預金口座の残高が第 3 条第 3 項に定める 1 回の定期定額送金の金額に満たなくなったとき
- (2) 次の各号に該当する場合には、当金庫はこの預金契約を解約できるものとします。なお、本項による解約を行なった場合、解約事由とともに家庭裁判所に報告させていただくことがあります。
 - ① 預金者が死亡した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき
 - ② この預金口座の残高が第 3 条第 3 項に定める 1 回の定期定額送金の金額に満たなくなったとき
 - ③ 普通預金規定に定める預金の解約を行うとき
 - ④ 法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当金庫がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合

7. (規定の適用)

- (1) この特約に定めのない事項については、普通預金規定およびろうきん定額自動送金サービス利用規定が適用されるものとします。
- (2) この特約の条項と普通預金規定およびろうきん定額自動送金サービス利用規定が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。
- (3) この特約、普通預金規定およびろうきん定額自動送金サービス利用規定に定めのない事項

が発生した場合には、当金庫と協議のうえ決定します。

8. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上